一般競争入札(建設コンサルタント業務等)の施行について(公告)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「令」という。)第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月10日

岡山市市場事業管理者 國米 哲司

I 入札に付する事項

1	委託名	青果棟南側荷積場新築の建築設計業務委託
2	履行場所	岡山市南区市場一丁目1番地
3	履行期限	令和6年9月25日
4	許容価格	非公表
5	最低制限価格設定案件等	最低制限価格設定案件
6	支払条件	①前金払 有り ②部分払 無し
7	支払方法	完了後払
8	入札保証金	「建設コンサルタント業務等の一般競争入札公告共通事項」(以下「共通事項」という。)12(1)のとおり
9	契約保証	契約保証金(契約金額の100分の10以上)又は契約保証人(1名)のいずれか
10	契約保証 不適合期間	2年
11	委託内容	委託業務概要 実施設計:施設新築(総合・構造・設備) 建築物概要 岡山市建築設計業務委託仕様書 別添による
12	その他	当該入札の参加資格確認対象者となった者が共通事項13(4)又は(5)に該当する場合は、失格とする。

Ⅱ 入札等の手続きに関する事項

1	公告期間及び公告方法	公告日から開札日まで岡山市市場事業部ホームページ内(以下「部ホームページ」という。)に掲載する。
2	設計図書取得期聞及び取 得場所	公告日から開札日まで部ホームページに掲載しているので、ダウンロードし、取得すること。
3	設計図書等質問受付期間	公告日から 令和6年4月15日(月) 午後4時まで
4	設計図書等質問方法	質問は電子メールの方法でのみ受け付ける。 ※メール本文に質問者氏名、連絡先電話番号を明記すること。なお、送信には使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の不良により所要時間に差が生じることから、時間的な余裕を持って質問すること。また、メールの件名には「入札質問(〇〇〇業務委託)」など、わかりやすい件名にすること。
5	設計図書等質問提出先	岡山市市場事業部 メールアドレス shijoujigyou@city.okayama.lg.jp
6	設計図書等回答掲載期間	令和6年4月16日(火) 午後4時から 開札日まで
7	設計図書等回答掲載場所	部ホームページに掲載する。
8	入札方法	共通事項3のとおり 入札書の書式を、部ホームページからダウンロードし、 岡山市市場事業部において、入札書郵送 用指定封筒を受け取る。期限までに到着するように「岡山市中央卸売市場簡易郵便局」留の一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。(一般書留又は簡易書留郵便以外による郵送の場合は失格となります。) ※設計図書等に対する質問の回答を確認した後に入札すること。上記以外の方法では受け付けない。
9	入札受付期間	令和6年4月22日(月) 午後4時まで
10	開札日時及び場所	令和6年4月23日(火) 午前10時 岡山市中央卸売市場管理棟3階会議室

11	参加資格確認申請書類提 出方法	開札の結果、共通事項4(6)により参加資格の有無の確認を行う対象者となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を共通事項7(2)の市場事業部へ持参する方法により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、共通事項7(8)により申請書等の提出を求められた者の提出方法についても同様とする。 ※上記以外の方法では受け付けない。なお、窓口では申請書等の内容確認は一切行わない。
12	参加資格確認申請書類	(1)一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号) (2)指名停止等措置状況調書(様式第2号) (3)契約締結先(契約締結に係る委任先がある場合は委任先)の建築士事務所登録証明書(写し可) ※証明書の発行日が本入札の開札日から3か月以内のもの (4)公告に定める実績条件が確認できる資料(下記の①又は②のいずれか一つ) ①業務実績証明書(様式第3号)(写し可)及び当該建築物の構造・規模を証する書類の写し ②契約書の写し及び当該建築物の構造・規模を証する書類の写し (5)公告に定める配置予定技術者の資格要件を証明する書類の写し及び所属が確認できる 健康保険被保険者証の写し
13	参加資格確認申請書類受 付期限	令和6年4月25日(木) の午後5時15分まで (岡山市の休日を定める条例に定める市の休日を除く)

Ⅲ 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	共通事項1のとおり
2	主たる業種	「建築関係建設コンサルタント業務」
3	岡山市の登録部門(小分類)	「建築一般」
4	国交省登録が必要な部門	なし
5	市内外業者区分	市内業者又は市内扱い業者
6	実績について	平成21年4月1日以降に、1棟で下記①から④を全て満たす建築物の設計業務を元請で契約し、完了した実績を有すること。 ①新築又は増築 ②物流施設(国土交通省告示第九十八号、別添二建築物の類型一号第1類) ③鉄骨造(軽量鉄骨造を除く)、鉄筋コンクリート造又は鉄筋鉄骨コンクリート造 ④1棟当たりの延べ面積が200㎡以上 ただし、増築の場合は、既存部分の面積は含まないものとする。
7	配置予定技術者の資格等	公告に定める開札日時において、3か月以上継続して所属していることが確認できる一級建築士 の資格を有する者を1名以上配置すること。
8	その他の条件	なし